

プラスチック資源の分別について

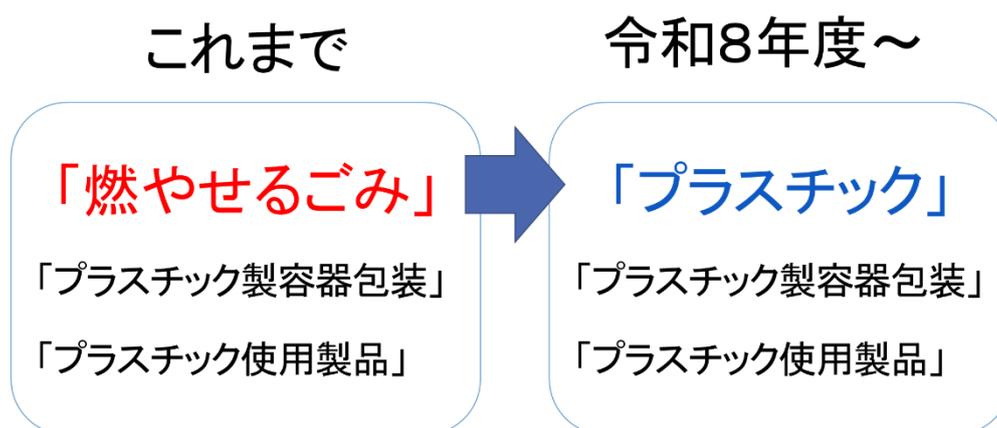
○プラスチック資源一括回収リサイクルとは

「プラスチック製容器包装」と「プラスチック使用製品」を同一の分別区分で収集し、リサイクルすること。

プラスチック製容器包装	プラスチック使用製品
	
プラマークのついているもの (商品の包装に使用)	プラマークのついていない、プラスチック素材のもの(歯ブラシ、プラスチック製の食器、ハンガーなど)

「プラスチック資源循環促進法」施行 (R4.4.1) により、プラスチック資源一括回収リサイクルが市町村の努力義務とされた。

○プラスチックの分別方法



令和8年度からのごみ処理広域化（「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」の統合）に合わせ、令和8年度からプラスチック資源一括回収を行う予定。広域化協議会の中で分別品目などの協議を進めることとしている。

○プラスチック資源一括回収リサイクルを行う上での課題

・分別品目について

1 禁忌品の除外

分別収集物に含めてはいけないもの（「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」p.4～p.9）

- (1) 汚れが付着しているもの（食品残渣、生ごみ、土砂等）
- (2) 他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの
 - ①PET ボトル、②使用済小型家電、③一辺の長さが 50 cm以上のもの
- (3) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
 - ①火災を生ずるおそれがあるもの（リチウムイオン蓄電池を使用する機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等）
 - ②感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着しているもの（注射器等）
 - ③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
刃物等（カッター、包丁、かみそり）、リサイクル設備に影響を与えるもの（まな板、擬木等の厚み（5 mm以上）のあるもの、炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック、繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの

2 複合素材（プラスチックと別の素材からできた製品）の指定

分別収集物に含めてよいものの要件として、原材料の全部又は大部分がプラスチックである使用製品廃棄物（内部部品も含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるもの）と規定（「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」p.10～p.18）

→単一素材のみか、複合素材を含めるか

単一素材のみ（ハンガー、洗面器、バケツなど）	メリット： <u>分別がわかりやすい</u> リサイクル作業の軽減	デメリット： リサイクル量が少なくなる
複合素材（ボールペン、せんたくばさみなど） ※広域化協議会ではプラ以外の素材1つまでを想定	メリット： リサイクル量が多くなる	デメリット： <u>分別がわかりにくい</u> リサイクル作業の増加

必ず除かなければならない禁忌品の分別が前提にあるため、市民への分かり易さが大きなポイントとなる。

・収集回数について

→新たに「プラスチック」の収集日を設け、収集回数を何回に設定するか

平成 12 年度から平成 19 年度までの「その他のプラスチック」でプラスチック製容器包装の分別回収を行っていた際は週 1 回の収集を行っていた（※平成 13 年度に収集回数を月 2 回から週 1 回に変更）。

現在、プラスチック製容器包装を収集している黒石市、平川市、藤崎町、田舎館村では、月 2 回の収集を行っている。

収集回数の設定に当たっては、設定回数による 1 回当たりの収集量や収集運搬経費の増加分など比較考量しながら、市民の利便性が低下しないよう慎重に検討する必要がある。